

日本放射線リスク評価委員会（仮称）規約

（名称）

第1条 団体は、日本放射線リスク評価委員会（仮称）と称する。[団体名は Japan Committee on Radiation Risk Assessment と英字表記し、JCRRA と略記する。](#)

（目的）

第2条 本会は科学に基づく被曝の認識と評価体系を確立する。

2. 本会は人権に基づく防護基準を確立する。
3. 本会は科学もと人権も無視から乖離した被曝の取り扱いによる被害を認識する。
4. 本会は科学と人権に基づく評価・防護体系の確立により世界住民の健康を守ることに寄与する。

（活動）

第3条 本会は人権を基本とし、次の活動を実施する。

- a. 被曝から人類を守ることは人権の擁護であると捉え、被曝に関する科学と哲学を確立する。
 - b. 被曝に関する諸要素を科学的に捉え、内部被曝を考慮した被曝リスクの評価、防護、予防・治療に関する科学を確立する。
 - c. 歴史的に被曝の科学的理解と被曝リスクが過小評価されてきた政治的/社会的実態を明らかにする。
 - d. 東電福島事故後の被害と被曝防護体制の問題点を解明する。原爆投下後の被曝と、健康リスクの隠蔽とを解明する。解明された事項と人権との対立を指摘する。
 - e. これらの成果を世界的に広める活動を行う。
 - f. 科学と人権に基づく被曝評価・防護体系を確立する。被曝防護に関する各国の政策適正化を願い、勧告を行う。
2. これら諸活動を遂行するために、[機能別部小委員会](#)などの内部組織を設置できる。

（会員）

第4条 科学と人権に基づく被曝評価・防護体系の確立を志し、歴史的被曝実態を明らかにする志を持つ市民と科学者を会員とする。

2. 会員の入退会は事務局で確認する。
3. 年会費はを1000円を1口とする。し、会員には3口以上の納入を要請する。

（総会）

第5条 代表は定期総会を1年以内に招集する。

2. 代表は必要とする場合に総会を招集できる。
3. 総会は、委任状を含めた会員過半数の参加で成立する。
4. 議決は委任状を含む出席者の過半数の賛成によって決定する。規約改正もこれに従う。
5. 委任状に代表は書面議決を有効とする議案を指定すとめることができる。
6. 総会は集合形式、またはオンライン形式、あるいは両者の融合形式で行う。

| (代表役員・事務局員等 人事)

| 第6条 本会は代表を選出する。本会は副代表をおくことができる。

2. 本会は本会に必要な業務のために、表は代事務局長、会計、会計監査、その他会に必要な業務のために事務局の担当者を置くことができる。
3. 代表、副代表、事務局員役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 事務局は、本会の目的に反する行動・言動のあった会員に対して改善を促す等の処分ができる。

付則

1. この規約は2026年2月22日から施行する。